

高知工業高等専門学校聴講生規則

制 定 昭和56年 4月16日

第1条 高知工業高等専門学校学則第42条の2に定める聴講生の取り扱いについては、この規定の定めるところによる。

第2条 聴講生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 本校において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第3条 聴講を志願する者は、次の書類に検定料を添えて出願しなければならない。

- (1) 願書
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 最終出身学校の調査書又は成績証明書
- (5) 現に勤務している者は、所属長の承諾書又は依頼書
- (6) その他必要と認める書類

2 聴講出願の期限は、1月末日とする。

第4条 聴講の期間は、原則として1年とする。

2 聴講生が、継続して翌年度の聴講を希望するときは、聴講の目的及び科目等を考慮して、適当と認められる場合は、1年に限り聴講期間の延長を認めることがある。

第5条 聴講生にかかる入学の選考は、提出された資料によるほか、面接による口頭試問によって行う。

第6条 聴講生の入学の時期は、学年の始めとする。

第7条 聴講生の入学の許可は、選考に合格した者で、所定の期日までに入学料を納付した者について行う。

第8条 聴講生は、所定の期日までに、聴講する科目に係る授業料の全額を納付しなければならない。

第9条 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）第13条に定める額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

3 第4条第2項の規定により聴講期間の延長を認められた聴講生については、検定料及び入学料を徴収しない。

第10条 聴講科目の履修に関し、必要な助言指導を与えるため指導教員を置く。

2 前項の指導教員には、学科長をあてる。

第11条 聴講生には、聴講した授業科目の履修証明書を願い出により交付する。

第12条 聴講生が授業料を納付しないほか、病気その他の理由により成業の見込がなく、聴講生として不適当と認められるときは、退学を命ずる。

附 則

- 1 この規則は、昭和56年4月16日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。
- 2 昭和56年度の授業科目の聴講を志願する者の出願期限は、第3条第2項の規定にかかわらず、昭和56年4月17日とする。

附 則

この規則は、昭和57年4月22日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和62年9月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年6月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年5月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年9月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年9月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。